



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第9号 2018年4月17日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

「任意の謝礼」の範囲などを規定

国交省 道運法における許可・登録を要しない運送の態様について通達

国土交通省は3月30日、自家用車を使った運送で利用者が支払う謝礼の範囲を明確化する通達を出しました。notteco（のってこ）やCREW（クルー）などWebサイトを使って運転者と利用者をマッチングする営業形態が現れるなかで、規制改革推進会議などから、道路運送法における許可又は登録を要しない運送の明確化、収受できる謝礼の範囲を明確化することが求められていたことに対応したものです。

通達では、許可又は登録が不要な場合を、4つの類型に区分しています。

- ①利用者からの給付が「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合
- ②利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物などでなされる場合
- ③利用者が、特定費用「ガソリン代、道路通行料、駐車場料金」を負担する場合
- ④市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担していない場合

謝礼の誘引、評価で謝礼を促す、謝礼経由で決済は自発的謝礼といえない

①については、CREWなどが問題になりますが、「利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、以下の場合には、自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえ、許可又は登録を要する」とし、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行评估すること等により、謝礼の支払を促す場合」「仲介者が、Webサイト等で、利用者に対し謝礼の決定を経由しなければガソリン代、道路通行料の決済ができない仕組みを提供する場合」を例にあげています。

人件費、車両償却費、保険料等の負担や手数料還流は道運法違反

③については、nottecoなどが問題になりますが、利用者が負担できる費用を「特定費用」としてガソリン代、道路通行料、駐車場料金に限定し、それ以外の人件費、車両償却費、保険料等は費用には該当しないとしています。また、仲介手数料が運転者に流れることを禁止し、「運転者と利用者がガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、名目のいかんを問わず仲介手数料の一部を運転者に支払うことにより、運転者が特定費用（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金）及び自発的な謝礼を超える金銭等を収受する場合は、道路運送法違反となる」としています。

通達の文面からは、CREWがスマホのアプリで謝礼を誘引していることは違法と読めますが、CREWは営業を継続しており、アプリの手直しなどで規制を回避しようとする可能性もあります。

CREWの実態を示す資料として5ページにCREWの体験乗車報告を載せています。

国自旅第338号 平成30年3月30日 自動車局旅客課長から
各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について (部分)

1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。これは、自家用自動車による有償運送について許可又は登録が必要とされている趣旨が、自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていないこと、自家用自動車による旅客運送を有償で行う場合には、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されているとの期待感を利用者一般が有していることを踏まえ、これらの措置が確実に行われていることについて、許可又は登録の際に確認する必要があるためである。

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録（法第78条第3号の許可、法第79条の登録、行為の態様によっては、法第4条第1項又は法第43条第1項の許可。）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

(1) サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、許可又は登録は不要である。具体的には以下のような事例がありうるものと考えられる。

【具体例③】

運送の終了後に利用者が釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が釣り銭を受け取った場合。

(注1) 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少額の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償となり許可又は登録を要することとなる。ただし、(3)の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。

(注2) 利用者が会費を支払う場合は、会の運営全般に要する経費として収受されている限りにおいては、対価とは解されない。ただし、会費の全部又は一部によって運送サービスの提供に必要なコストが負担される等、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められ、運送に対する反対給付の関係が特定される場合は、会費と称して対価の収受が行われているものと考え

られるため、有償とみなされ許可又は登録を要することとなる。

(注3) このほかに、「協賛金」、「保険料」、「カンパ」など、運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭であっても、それらの収受が運送行為に対する反対給付であるとの関係が認められる場合にあっては、それらが如何なる名称を有するものであっても有償とみなされる。

(注4) あくまで自発的に謝礼の趣旨の金銭等が支払われた場合は許可又は登録は不要であるが、利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、以下の場合には、自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえ、許可又は登録を要する。

- 1) 仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行評価すること等により、謝礼の支払を促す場合
- 2) 仲介者が、Webサイト等で、利用者に対し謝礼の決定を経由しなければガソリン代、道路通行料の決済ができない仕組みを提供する場合

(2) 利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

利用者からの支払いの手段が、例えば野菜など金銭的な価値の換算や流通が困難なものである場合、一部の地域通貨のように換金性がない場合などは、通常、支払いが任意であるか、又はそもそも財産的な価値の給付が行われていないと認められることが多い。

(3) 当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用（同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。）であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。）を負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要する特定費用を利用者が支払う場合は、社会通念上、通常は許可又は登録は要しないと解される（ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、特定費用のみがこれに該当するものと考えられる。人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しない。）。

なお、利用者が複数人であっても、負担総額が特定費用の範囲内である場合に限り、許可又は登録を要しない。

具体的には、以下のような事例がありうるものと考えられる。

【具体例①】

地域の助け合い等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要した特定費用の範囲内となる場合。（道路通行料、駐車場代にあっては、使用しない場合には徴収することができないものとして取り扱わ

れることを要するものとする。)

(注3) 運転者と利用者がガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、名目のいかんを問わず仲介手数料の一部を運転者に支払うことにより、運転者が特定費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)及び自発的な謝礼を超える金銭等を收受する場合は、道路運送法違反となる。

このことを踏まえ、仲介者は、以下の対応等により、道路運送法違反とならない対策を講じること。

- 1) 運転者に支払われる金銭と仲介者が收受する金銭について、決済代行会社を通じて支払う方法や、入金口座を分ける方法等により、運転者に仲介手数料が環流しないよう分別管理を行う。
- 2) 運転者や利用者との利用規約やHP等に、運転者に対し仲介手数料を直接又は間接に支払ってはならない旨を明記する。
- 3) 收受する金銭の内訳について、Webサイトにおける掲載、車内や事務所における掲示等の適切な方法で、利用者へ明確に周知する。

(4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など

【具体例⑤】

利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはならない。

(注1) 自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはならない。したがって、運転者に報酬が支払われたとしても、運送の対価とはみなさない。

ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲の如何によっては、自動車運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合があり、この場合には関係法令が適用されることとなる。

2. その他留意事項について

- (1) 許可又は登録を要しない運送サービスは、道路運送法上の規制の対象外であることから、以下について当事者が認識した上でサービスの提供及び利用が行われるよう明確に周知すること。
 - 1) 本運送は道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のための措置が担保されていない旨(自主的に輸送の安全及び利用者の保護のための措置を行っている場合にはその旨)
 - 2) 事故が生じた際の責任の所在(仲介者は利用者と運転者を仲介するのみで運送責任を負わないのか、それとも運送責任を負うのか等)
 - 3) 損害保険の加入の有無及び補償内容

(通達全文は、<http://www.mlit.go.jp/common/001231103.pdf>)

CREW体験乗車の報告

2018. 4. 2 菊池和彦（自交総連書記長）

東京地連田村清隆書記次長と菊池の二人でCREWに体験乗車した。

【乗車の概要】

2018年3月28日、午後10時頃から、六本木交差点より新宿駅東口まで乗車。
呼び出したのは午後9時55分、待ち時間10分、乗車（移動）時間21分、決済等10分
で下車したのは10時35分頃。支払い金額2931円（謝礼含む、クーポン割引含まず）

10分で白いベンツが迎えに

【乗車までの手順】

- ◎ 事前にCREWのアプリをスマホにダウンロードし、氏名、メール・アドレス、クレジットカードの登録を済ませる。
- ◎ 六本木交差点から少し離れた車が止められそうな場所でアプリを起動する。画面上の地図に現在地がマークされていて「ここから乗車する」をタップ、次いで目的地も地図で指定する（スマホ画面①）。
アプリには、午後10時から午前3時までの間で利用できずと注意書きが表示されているが、9時55分に起動すると、近くに車がありますとの表示（この時は1台のみ）が出たのでタップすると、メルセデス・ベンツCクラス（千葉ナンバー）とマッチングされ、あと10分で到着しますとの表示になる（②）。
アプリの地図上をベンツの写真（ナンバーも表示）のアイコンが移動してきて、10分ほどで到着。CREWの車ですか？と確認して乗車する。

【ドライバーとの会話】

- ◎ 白いベンツ、後部座席には、動物ぬいぐるみがいくつか置いてあって、女の子向けを意識したようなインテリアになっている。
- ◎ 30歳くらいの男性ドライバーが、「後ろの席が狭くてすいません」とていねいな物腰でありさつし、スマホを見ながら「新宿の駅でいいですか」と目的地を確認、改めてカーナビに目的地をセットする。

利用者は若い女性が多い？

- ◎ 初めてCREWを利用するのだと自己紹介して、どんな人が利用するのか聞くと、中年の年配の人を乗せたのは初めてで、めずらしいと言われる。利用するのはほとんど若い人で、女性が7割くらい。口コミで広がっているみたいだとのこと。LIONというアプリ（注）と連携しているので、そこに登録している女の子の利用が多いと言う。

スマホ画面①



②



趣味のお小遣い稼ぎみたいなもの

- ◎ アルバイトみたいにやっているかと聞くと、昼間は仕事をしている、仕事の始まるのが昼からなので、夜にCREWの運転をしているとのこと。今日は3時までやるつもりだと言う。

夜10時から3時まで、多い時は7回、少ない時は3回くらい利用者を乗せる。近いところが多い。自分が最高遠くまで行ったのは府中まで、他の人では浜松まで行った人もいる。

アルバイトのお小遣い稼ぎみたいなもので、その日の食事代が出ればいいかなと思っている。他の人も、ほとんどそんな感じですね、とのこと。

好きな時に出て、好きなときに終わって、自由にやっているからいい、乗せる、乗せないも、こちらが選べる。これが仕事で、義務だったらやってられないですよ。義務じゃないからいいんです。

- ◎ 車種は様々で、軽自動車の人もいればアルファードのような大きな車の人、ランボルギーニでやっている人もいる。

- ◎ 運転は丁寧で、安全運転でゆっくり走る。

事故の心配について聞くと、速く行ってくれという利用者もいるが、速く行きたいならタクシーに乗ってくれと言うんですよ、とのこと。いままで、CREW全体でも事故は起きたことがないと聞いている。事故になったら、運営さん（CREW本部）で対処してくれることになっているはず。したくないからわからないけど。

- ◎ 謝礼について聞くと、謝礼は、ドライバーから要求したり、いくらが良いとか金額を言ってはいけないことになっている、これは運営さんから、強くそう言われているんです、と説明する。任意だから、いくらでもいいんですが、ほんのち



よつとの距離で1200円とかもらって喜んでた人がいた。(話のなかで、相場は、)まあ、1分50円くらいですかね(20分乗車で1000円になる)、ともらす。

謝礼が少なくて、ドライバーからの評価を★1つにした人とは、もう次からは私の車とはマッチングされないしくみになっているんです、と言う。

【料金の支払い】

- ◎ 新宿駅に到着して、ドライバーが自分のスマホを操作して到着を入力すると、連動して利用者のスマホに精算画面が出てくる。

初めてなので、どうすればいいのかわからないと聞くと、こちらのスマホを手にとって操作しながら教えてくれる。

まず、ドライバーの評価、対応が丁寧か、車両の清潔さ、会話が楽しい、運転が丁寧など個別に評価をチェックしてから、全体で★5段階で評価をする。今回は★5つの最高評価をいれる。

- ◎ 次の謝礼を支払う表示があり、画面上のバーをスライドすると0円から100円単位で無段階に謝礼金額が表示される。今回は、謝礼2400円のところで止める(③)。

画面上には、謝礼を含めた決済金額の合計が表示されている。

今回の決済金額は、

感謝料(任意)	2400円		
ガソリン代	91円		
決済手数料	20円	(20円/1ドライブ)	} 実費531円
安心安全保障料	420円	(20円/分)	
ポイント	-1000円	(初めて登録したのでポイントが付いていた)	
合計	1931円		

- ◎ こちらがした評価はドライバーのスマホにすぐ表示されるようで、高い評価をしてもらってありがとうございます、私の方も★5つにしておきます、と言われる。
- ◎ 下車してすぐ、スマホのメールに領収書が送られてくる (④)。

(注) 「LION (ギャラ飲み)」とは

(ラウンジ版Uberと自称、キャバクラ界のUberとも言われるとか…)

(ホームページより)

- LION(ライオン)はギャラ飲みに参加したい女性と男性をマッチングするサービスです。ギャラ飲みとはお金持ち男性との飲み会に参加するだけでギャラ(謝礼)がもらえる今大人気のアルバイトです。LIONに登録すれば、カンタン・気軽にギャラ飲みに参加することができます。謝礼は時給換算で7000円以上！
女性に対して支払われる謝礼
通常 60分7100円 延長10分ごと1196円 2時間で1万4276円
深夜24時以降 60分8600円 延長10分ごと1435円 2時間で1万7220円
男性側が支払う料金
スタンダード 60分6900円 延長10分ごと1150円 2時間で1万3800円
プレミアム(人気女性) 60分9900円 延長10分ごと1650円 2時間で1万9800円
- ギャラ飲みとは何ですか？
ギャラ飲みとは、もともと六本木や西麻布を中心に経営者など富裕層の男性が芸能人などを呼んで接待に利用したり、飲み会を開催していたものです。その際にタクシー代として払われていたお金が「ギャラ」と呼ばれるようになりました。最近ではテレビや雑誌などでも特集され話題となり、芸能人だけではなく大学生やOLの女性も増えてきています。
- LION女性向けサポート、タクシー代補助制度、LION女子の8割が活用中
“スマホで呼べるスマート移動アプリ” CREW(クルー)は、移動アプリです。マイカーで街を走るドライバーに、お好きな場所まで送ってもらうことができます。LIONの飲み会に参加すると2000円分のクーポンコードをプレゼントします。CREWの利用料金は通常のタクシーと異なります。2000円分で、タクシー換算で約4000円分の距離となります。
無料タクシー タクシーアプリと連携しているので、深夜でも安心して利用できます。
(乗車の仕方の説明) ドライバーに対して任意に「謝礼」を払います。金額の目安はタクシー代の50%くらいです。